

2021 年度学生の学業継続支援のための特別措置(給付金)の 申請にかかる Q&A

Q1. 出願資格⑦アについて、対象となる公的支援制度はどれですか。

A1. 現在は様々な支援制度があり、大学がそれらの内容を全て把握することは困難です。参考として、次の URL のページの中ほどに記載の「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例」もご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

複数の制度を使用している場合は、全ての受給証明書のコピーを添付してください。ただし、受給者に主たる生計維持者（父または母のうち、所得の高い者）が含まれていなければいけません。

Q2. 給与所得とそれ以外の所得の両方がある場合はどうすればよいですか。

A2. 全ての所得を合計し、主たる生計維持者の 2020 年給与所得金額または 2021 年給与所得見込額が、給与所得者要件である 500 万円以下であれば申請の対象となります。ただし、給与所得以外の所得金額が 355 万円を超えている場合は申請できません。

Q3. 出願資格⑦イ,ウの場合で、自営業等、給与所得者以外の 2021 年の所得見込金額はどのように算出すればよいですか。

A3. 2021 年 1 月から 10 月の利益から必要経費を除いた所得を 10 で割り、12 を掛けて算出してください。

・計算式 (2021 年 1～10 月の利益－必要経費) ÷ 10 × 12

Q4. 在留期間が切れているのですが、どうすればよいですか。

A4. 現在申請中など、出願時にその旨ご相談ください。

Q5. 2020 年度の採用者が今年も申請することは可能ですか。

A5. 可能です。